

全国知事会議(平成 19 年 12 月 19 日)
への鳥取県の提出資料

地上デジタル放送への移行に伴うアナログ時の放送エリア100%カバーのための対策

鳥 取 県

- 地上デジタル放送への移行は国策として実施されるものであり、国は責任を持って難視聴地域が発生することのないようにすべき。
- 衛星放送を使った暫定的な対策では、新たな負担が発生するとともに、地域の情報が得られないという問題がある。(衛星放送では在京キー局のみ)
- 必要となる中継局の設置や共聴施設整備については国の責任と負担で行い、アナログ時の放送エリアを100%カバーすべき

1 背 景

(1)アナログ時の放送エリアが100%カバーできないことが判明

- 国は、アナログ時の放送エリア100%カバーという方針を打ち出していたが、本年9月に総務省が公表した「地上デジタル放送市町村別ロードマップ」によれば、予定されている中継局整備を行い共聴施設の改修を行ったとしても、NHKにおいてさえ、全国の約25万世帯(鳥取県では1,520世帯)で地上デジタル放送を受信できないことが判明。

(2)既存共聴施設改修費用の負担以外に新たに発生する問題点

- 現在、電波により戸別受信している世帯で地上デジタル放送が視聴できなくなり、新たな共聴施設の整備等が必要。
 - 地域の合意による共聴組合の設立、及び多額の費用負担が必要(約1,000万円)
- 既存の共聴施設を改修しても、地上デジタル放送が視聴できないところでは、受信点を変更し新たにアンテナ等の施設整備が必要。
 - (既存施設改修の3～4倍の約400万～930万円)

(3)衛星放送によるセーフティネットの問題点

- 新たに衛星受信機器の購入等が必要となり、住民負担が発生。
- 在京キー局の放送となり、地元の放送が視聴できない。
 - 安心・安全を含む地域の情報が得られない。

2 今後の対策として国に強く求めるべき事項

(1)アナログ時の放送エリア100%カバーのための中継局整備

○国は、アナログ時の放送エリア100%カバーに必要な中継局整備が完全に行われるよう放送事業者を強力に指導し、次期「中継局ロードマップ」（平成20年3月作成予定）に反映させること。

この場合、安易に衛星による暫定的な措置を行うのではなく、全ての世帯が現在のアナログ放送の受信方法（戸別、共聴、CATV等）と同様な方法で受信できることを最低限の条件とすること。

(2)新たな難視聴エリアへの対策

○中継局整備を行ったとしても難視聴エリアが発生し、新たに共聴施設等を設置する必要がある場合は、設置に要する費用は全額国の負担とすること。

- ・地上デジタル放送への移行は、電波行政を所管する国が電波の有効利用等を目的に国策として実施しているものであり、住民や地方自治体が望んで実施しているものではない。
- ・地上デジタル放送を受信するためのテレビの買い替えやチューナーの購入などはサービス向上の対価として理解できなくもないが、国策の実施に伴い一部の住民に多大な負担を強いる新たな共聴施設の設置等は国の補償として実施すべき。

(3)デジタル放送への移行を契機にCATV整備を行う市町村への国の支援制度の拡充

○デジタル放送への移行に伴うCATV整備は、辺地共聴施設の改修等も不要となり、アナログ時の放送エリア100%カバーのための有効な手段。

○CATV整備に対する国の助成制度である「地域情報通信基盤整備推進交付金」の補助率の拡充や採択要件の緩和を図ること。

現在、国においては財政力指数の低い団体への補助率の引上げ（1/3→1/2）を検討中であるが、難視聴対策等のためにCATV整備を行う場合は採択要件の撤廃や更なる補助率の引き上げを行うこと。

3 その他

○地上デジタル放送への移行にあたって、住民の混乱を来さないための周知広報等は国の責任で対応すべき。

○特に、生活保護受給者等経済的弱者に対する受信対策については国の責任と負担で対応し、地方自治体に財政的・人的負担を求めないこと。